

○ 租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等に係る政策評価

1. 財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（注）について、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、改正や延長等の要望が行われる際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を行い、基本計画対象期間内に一回は政策評価が行われるようにしています。

事前評価及び事後評価を実施した場合は、評価書を作成・公表し、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。

また、作成した評価書は総務省に送付し、同省が各府省分をとりまとめて公表しています。なお、財務省では、これらの評価書を含んだ「政策評価書」を、翌年、作成しております。

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条の規定により、法人税については「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律（平成22年法律第8号）第3条第1項に規定するもの、地方税については、法人の都道府県民税、市町村移民税及び事業税で税額又は所得の減額を内容とするものについて、延長等の要望の際の事前評価が義務づけられています。

2. 令和3年度における租税特別措置等に係る政策評価の実施について

事前評価書

租税特別措置等の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
銀行等保有株式取得機構の課税特例の延長	令和3年8月	別添1の通り	評価結果を踏まえ、令和4年度税制改正要望を行い、税制大綱に盛り込まれた。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構の課税特例の延長																
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税1)																
② 上記以外の税目																			
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】																
4	内容		《現行制度の概要》 —																
《要望の内容》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」)については、現状、下記の課税の特例が令和 13 年度まで機構の設立根拠法において措置されているところ、先般の国会において、機構の存続期限が令和 18 年3月末まで延長されたことから、当該課税の特例についても同期限までの措置を要望する。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>機構の法人税に係る特例</th> <th>(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>欠損金の繰越控除の繰越期間</td> <td>制限なし</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>繰越控除される欠損金の限度額</td> <td>所得金額の 100%</td> <td>所得金額の 50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>欠損金の繰戻しによる還付</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>					機構の法人税に係る特例	(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし	10 年間	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100%	所得金額の 50%	③	欠損金の繰戻しによる還付	あり	なし	
				機構の法人税に係る特例	(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い														
①			欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし	10 年間														
②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100%	所得金額の 50%																
③	欠損金の繰戻しによる還付	あり	なし																
《関係条項》 ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 58 条 ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令第 25 条																			
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課																
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: —																
7	創設年度及び改正経緯		—																
8	適用又は延長期間		令和 18 年3月 31 日まで (機構の存続期限まで)																
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。																
《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成 13 年 11 月 28 日法律第 131 号)																			

			(目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 機構は、その設立から令和2年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が適用されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある。
			機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合においても、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するため、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての役割を十分に果たすことで、銀行等の健全な運営基盤の構築に貢献している。 こうした銀行等の健全な経営基盤は、当該銀行等による地域における金融機能の発揮、さらには金融システム全体の安定性確保や地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—